

身体的拘束最小化への取り組みについて

当院は「真心のこもった医療を、すべての患者さまに」という理念に基づき、患者さんの尊厳と人権を大切に日々の診療や看護ケアの提供に努めています。患者さんまたは他の患者さん等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない方針のもと、組織的に身体的拘束を最小化する取り組みを行っています。

定義

医療サービスの提供にあたって、患者さんの身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して身体を拘束しその運動を抑制する行動の制限をいいます。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

患者さんまたは他の患者さん等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、次の「5つの状態」のいずれかであり、なおかつ「3要件」をすべて満たした場合に限り、本人・家族への説明、同意を得た上で必要最小限の身体拘束等を行うことがあります。

【5つの患者さんの状態・背景】

- (1) 気管切開・気管内挿管・中心静脈カテーテル・経管栄養チューブ・バルンカテーテル・各種ドレーン等を抜去することで生命の危機、および治療上に著しい不利益が生じる場合
- (2) 意識障害・認知障害・見当識障害・薬物依存・せん妄などによる多動・不穏が強度であり、治療に協力が得られない、自傷、他傷など害を及ぼす危険が高い場合
- (3) ベッド・車椅子からの転倒・転落の危険性が著しく高い場合
- (4) 検査・手術・治療で安静や必要な体位が保てない場合
- (5) その他の危険行動（離院・離床の危険性など）

【緊急・やむを得ない場合の3要件】

切迫性	患者本人又は他者の生命又は身体を危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体的拘束最小化チームの設置

患者さんの安全と尊厳を守りながら、組織的体制を整備し、身体的拘束等を可能な限り回避または解除し最小化することを目的に「身体的拘束最小化チーム」を設置しています。専任の医師、看護師、理学療法士、管理栄養士、薬剤師、事務職員で構成しています。

チームの役割

- (1) 身体的拘束等の実施状況を把握し、職員へ定期的に周知する。
- (2) 身体的拘束等実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- (3) 定期的な指針等の見直しと、職員への周知。
- (4) 身体的拘束等を実施している患者さんへのチームラウンドを月 1 回行い、代替案、早期解除に向けた検討を行う。
- (5) 身体的拘束最小化のための職員研修を年 2 回実施する。